

(仮称) 日進市空家等対策協議会設置条例 (案) の概要

- 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う協議会を設置するため条例 (案) を作成するもの。

1 条例 (案) の概要

(仮称) 日進市空家等対策協議会設置について、所掌事務、組織、任期等について次のとおり条例で規定する。

(1) 所掌事務

空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

(2) 組織

- ・委員定数 10 人以内
- ・委員の構成 市長、地域住民、学識経験者、その他市長が必要と認める者

(3) 任期

2 年 (委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間)

(4) 会長

- ・委員の互選によって定める。
- ・会務を総理し、協議会を代表する。

(5) 協議会の会議の招集等

- ・会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- ・会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- ・会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ・会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(6) 委員報酬

日額 7,000 円

2 施行日

平成 28 年 4 月 1 日